平成３０年（フ）第２４号
千葉県木更津市ほたる野４丁目24番地２　クロシェットⅡ　101
破産者　足達　貴行
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２４７号
岡山県浅口市鴨方町六条院西4255番地
破産者　株式会社ＭＥＩＳＴＥＲ
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第８４７号
札幌市中央区北６条西16丁目１番地23
破産者　ディメンション株式会社
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５０号
福島県いわき市泉もえぎ台２丁目１番４
破産者　美崎建設工業株式会社
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第６６０号
埼玉県所沢市大字坂之下31番地の１
破産者　株式会社シスコム
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３０号
千葉県成田市北羽鳥2200番地１
破産者　株式会社佐藤商会
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第６２号
千葉県佐倉市寺崎北４丁目８番地６　ルミエールＡ102
破産者　阿部　勝樹
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１１５号
東京都渋谷区恵比寿４丁目19番６号
破産者　株式会社小椋事務所
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１６号
東京都港区高輪４丁目24―24―203
破産者　小椋　　悟
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８４号
神奈川県小田原市前川569番地の２
破産者　有限会社新塗産業
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１３号
長野県上田市古里38番地１
破産者　株式会社エフォート
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第５９号
岐阜県揖斐郡大野町大字稲富2538番地の８
破産者　丸平建設株式会社
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４１７号
沖縄県那覇市字栄原３丁目10番３号　赤嶺住宅301、登記簿上の住所沖縄県那覇市字真地205番地
破産者　有限会社司エンタープライズ
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１３２号
北海道旭川市豊岡14条４丁目１番３号　コーポあすみ203
破産者　安達　高博
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５４号
北海道深川市稲穂町２丁目６番19号
破産者　株式会社深川宅地
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４５８号
神奈川県大和市鶴間２丁目２番13号
破産者　東洋総合警備保障株式会社
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５号
富山県高岡市中曽根384番地の10
破産者　株式会社アクティブスポーツシステム
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１９１号
岡山市中区関425番地11　ルグラン関Ｂ202
破産者　加藤　雅美
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第１０号
群馬県太田市内ケ島町543番地１
破産者　有限会社田野工業所
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第２８０号
名古屋市守山区大森八龍１丁目3116番地３
破産者　株式会社ＫＴＭ
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５０号
兵庫県豊岡市福田1301番地
破産者　有限会社松田釣具店
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係